

かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するため、当該駐車区画を利用できる者を明確にし、利用証を交付するかながわ障害者等用駐車区画利用証制度（以下「本制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本制度の実施主体は、神奈川県（以下「県」という。）及び本制度を県と共同で実施することについて合意した市町村（以下「制度実施市町村」という。）とする。

(定義)

第3条 この要綱において「障害者等用駐車区画」とは、次の各号に掲げる駐車区画の総称とする。

- (1) 車椅子使用者用駐車区画（神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）別表第2の1の表3の項に定める構造の駐車区画をいう。）
- (2) 優先駐車区画（障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者（以下「歩行困難者等」という。）の利用に供するために設定した駐車区画であって、車椅子使用者用駐車区画以外のものをいう。）

(県等の役割)

第4条 県は、障害者等用駐車区画の適正な利用を推進するための利用証（第1号様式。以下「利用証」という。）を定めるとともに、利用証の作成、交付及び交付状況の管理等を行う。

- 2 県は、不特定かつ多数の者が利用する駐車場を有する施設の管理者（以下「施設管理者」という。）に対し、施設の出入口にできるだけ近い駐車区画を優先駐車区画として設定するよう依頼すること等により、歩行困難者等の利用に適した駐車区画の確保に努める。
- 3 制度実施市町村は、県と協力して利用証の交付及び交付状況の管理を行う。
- 4 施設管理者は、障害者等用駐車区画の設置に努めるとともに、当該区画を設置した場合は当該区画の付近に障害者等用駐車区画であることを表示する標識を設ける。
- 5 県、制度実施市町村及び施設管理者は、本制度の普及啓発及び障害者等用駐車区画の適正な利用の促進に努める。

(利用証の交付対象者、交付基準及び有効期間)

第5条 利用証の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、神奈川県内に住所を有する歩行困難者等とし、交付基準及び有効期間は別表のとおりとする。

(利用証の交付申請)

第6条 利用証の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、県又は制度実施市町村（申請者の住所地の所在する市町村に限る。以下、本条、第8条及び第12条において同じ。）に申請するものとし、申請方法はその申請先に応じ、次の各号に掲げる内容によるものとする。

(1) 県に対する申請

申請者が、かながわ障害者等用駐車区画利用証交付申請書(第2号様式)を郵送により提出する方法又は e-kanagawa 電子申請の申請フォームに必要事項を入力して送信する方法により申請する。

(2) 制度実施市町村に対する申請

制度実施市町村が認める申請方法により申請する。

2 申請者は、前項の申請に当たっては、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に掲げる確認書類の写しを添付しなければならない。

3 申請者に代わり、代理人として第1項の規定による申請を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。なお、代理人が当該申請をする場合は、前項の確認書類に加え、代理人の身分証明書の写しを添付しなければならない。

(1) 申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で県又は制度実施市町村が特に認める者

(誓約・同意事項)

第7条 申請者は、利用証の交付を受けるに当たり、次の各号に掲げる事項について、誓約・同意するものとする。

(1) 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡しないこと。ただし、妊産婦として交付された利用証について、乳児出産後に当該乳児の同伴者が使用する場合はこの限りでない。

(2) 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しないこと。

(3) 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を欠いた場合には、裁断する等により、直ちに交付された利用証を破棄する

こと。

- (4) 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解すること。
- (5) 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解すること。
- (6) 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用すること。
- (7) 車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない者は、優先駐車区画が設置されている場合は、当該区画を利用することで、車椅子使用者用駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮すること。

(利用証の交付)

第8条 県又は制度実施市町村は、申請者が交付対象者であることを確認したときは、利用証を交付するものとする。

(交付申請等の特例)

第9条 所属する会員に対して健康又は福祉に関する役務を提供する法人（以下「特例法人」という。）は、当該法人に所属する会員のうち利用証の交付を受けようとするもの（以下「利用希望者」という。）が5人以上、かつ当該利用希望者が次の各号に掲げる全ての要件を満たすことを確認したときは、かながわ障害者等用駐車区画利用証特例交付申請書（第3号様式）により、当該利用希望者に代わり、県に利用証の交付を申請することができる。

- (1) 別表に掲げる交付対象者（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者及び高齢者等に限る。）であること。
 - (2) 第7条の誓約・同意事項に誓約・同意していること。
- 2 特例法人は、前項の規定により申請するときは、特例法人の定款又は寄付行為の写しを提出するものとする。
- 3 県は、第1項の規定による申請に対し、当該申請を行った特例法人を通じて利用希望者に対して利用証を交付するものとする。

(利用証の使用)

第10条 第8条又は前条第3項の規定により利用証の交付を受けた者（以下、「利用者」という。）は、障害者等用駐車区画を利用するときは、利用証を車両の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

- 2 利用証は、利用者が車両から乗降する場合に限り使用することができる。

(利用証の再交付)

第11条 利用者は、利用証の更新、紛失又は破損等のため利用証の再交付を受けようとするときは、県又は制度実施市町村に対し、第6条の規定による申請

をするものとする。

(勧告)

第12条 県又は制度実施市町村は、利用者が第7条の誓約・同意事項に反した事実を確認した場合又は本制度の運用に支障を生じさせた場合は、当該利用者に対して利用証の破棄又は返却を求めることができる。

(利用証の相互利用)

第13条 本県以外の地方公共団体において、同様の制度により交付された利用証は、本制度における利用証と同様に取り扱うものとする。

(報告)

第14条 制度実施市町村は、利用者の申請内容や交付状況等について、四半期ごと（各年度6月末・9月末・12月末・3月末）に取りまとめ、その翌月10日（ただし、10日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、直後の日曜日等でない日とする。）までに県に報告する。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月7日から施行する。ただし、第6条から第14条の規定は別に定める日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年6月28日から施行する。ただし、第6条から第14条の規定は別に定める日から適用する。

別表（第5条、第6条、第9条関係）

区分		交付基準		確認書類	有効期間	
身体障害者 (※1)	視覚障害	4級以上の者		身体障害者手帳	無期限 (対象者としての基準に該当しなくなるまで)	
	聴覚障害	3級以上の者				
	平衡機能障害	5級以上の者				
	肢体不自由	上肢	2級以上の者			
		下肢	6級以上の者			
		体幹	5級以上の者			
		脳原性運動機能障害	上肢機能			2級以上の者
	移動機能		6級以上の者			
内部障害（免疫機能障害を含む）		4級以上の者				
知的障害者		療育手帳の障害程度の欄がA2以上の者		療育手帳		
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が1級の者		精神障害者保健福祉手帳		
難病患者		特定疾患医療受給者 特定医療費(指定難病)受給者 小児慢性特定疾病医療受給者		次に掲げるいずれか ・特定疾患医療受給者証 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等		介護保険の要介護状態の区分が要介護1以上の者		介護保険被保険者証		
上記の区分に準ずる者				次に掲げる全て ・「区分」に対応した確認書類（難病患者の場合は「登録者証（指定難病）」） ・医師の診断書又は医師若しくは療育機関等の意見書		
妊産婦（※2）		母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年までの者		母子健康手帳	母子健康手帳取得時～出産（予定）日の翌日から1年	
けが人等		医師の診断等により、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者		次に掲げる全て ・医師の診断書又は意見書 ・身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	必要と認められる期間。ただし、5年を上限とする。 (期間が明らかでない場合は1年以内)	

(※1) 同一部位に関する障害が重複し、要件該当級以上である場合は、当該区分の総合級により判定する。

(※2) 妊産婦として交付された利用証については、乳児出産後は当該乳児を同伴する場合に限り、その同伴者が使用することができる。

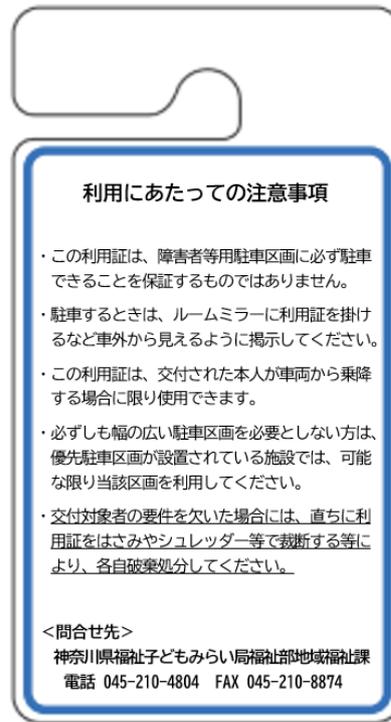
第1号様式（第4条関係）

（期限なし）

【表】



【裏】

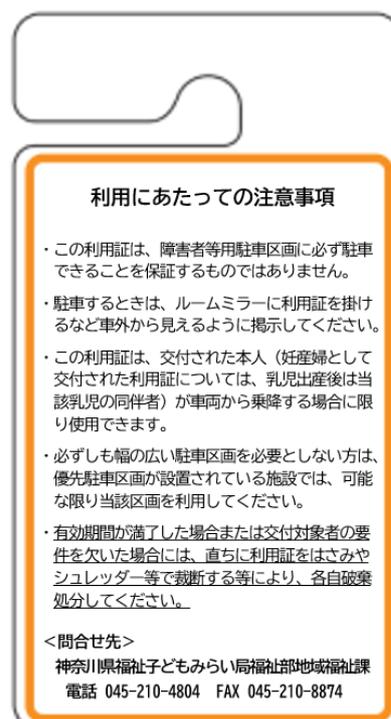


（期限あり）

【表】



【裏】



かながわ障害者等用駐車区画利用証交付申請書

申請日

神奈川県知事 又は 市町村長 殿

更新・再交付(紛失・破損等)の場合は“○”を記入→

私は歩行が困難又は移動に配慮が必要であるため、裏面の【誓約・同意事項】の内容の全てに誓約・同意の上、かながわ障害者等用駐車区画利用証の交付を申請します。

1. 申請者(交付対象者)

(フリガナ) 氏名	生年月日 (西暦で記載)	住所
		〒 - 電話 ()

※ 代理人による申請の場合は、「代理人欄」に記入ください。

代理人欄	代理人氏名		申請者との関係	代理人住所	
				<input type="checkbox"/> 申請者と同じ(異なる場合は下記に記載)	
	代理人電話番号	申請者の承諾等		確認書類	
	()	<input type="checkbox"/> 申請者から承諾を受けている又は法定代理人である。		代理人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等) 申請者の戸籍謄本(未成年後見人の場合) 法務局登記簿の写し(成年後見人、保佐人、補助人の場合)	
				窓口	<input type="checkbox"/>

2. 交付区分

項番	区分		交付基準	等級等	確認書類(※)	窓口	利用証の種類	
1	身体障害者	視覚障害	1級～4級	級	身体障害者手帳	<input type="checkbox"/>	無期限利用証	
2		聴覚障害	聴覚障害	2級、3級				級
3			平衡機能障害	3級、5級				級
4		肢体不自由	上肢	1級、2級				級
5			下肢	1級～6級				級
6			体幹	1級～3級、5級				級
7		脳原性運動機能障害	上肢機能	1級、2級				級
8			移動機能	1級～6級				級
9		内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸	1級、3級、4級				級
10			ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能	1級～4級				級
11	知的障害者		療育手帳の障害程度A1、A2		療育手帳	<input type="checkbox"/>		
12	精神障害者		精神障害者保健福祉手帳 1級	級	精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/>		
13	難病患者		特定疾患医療受給者		受給者証	<input type="checkbox"/>		
			特定医療費(指定難病)受給者					
			小児慢性特定疾病医療受給者					
14	高齢者等		要介護状態区分1～5	要介護	介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/>		
15	上記の区分に準ずる者(「等級等」に該当しないが、利用証の交付が必要と認められる者)		準ずる「区分」の「項番」:		「区分」に対応した確認書類(難病患者の場合は「登録者証(指定難病)」) 医師の診断書又は医師・療育機関等の意見書	<input type="checkbox"/>		
16	妊産婦	出産(予定)日	年 月 日		母子健康手帳	<input type="checkbox"/>		
17	けが人等	必要な期間	年 月 日 まで (診断書に期間の記載がなく、必要な期間が不明な場合は発行日から1年以内)		医師の診断書又は意見書 身分証明書	<input type="checkbox"/>	有期限利用証	

(※) 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けている者は、記載の確認書類に代えて、当標章を提示することも可能です。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡することはありません。(妊産婦として交付された利用証について、乳児出産後に当該乳児の同伴者が使用する場合を除く。)
- ② 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しません。
- ③ 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を欠いた場合には、裁断する等により、直ちに交付された利用証を破棄します。
- ④ 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解します。(障害者等用駐車区画が満車である場合など。)
- ⑤ 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解します。
- ⑥ 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用します。

【幅の広い駐車区画を必要としない方】

- ⑦ 優先駐車区画(必ずしも幅の広い駐車区画を必要としない方のために、入口近くに確保された区画)が設置されている場合は、当該区画を利用することで、幅の広い駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮します。

【利用証を郵送交付する場合の取扱い】

- ・ 利用証を郵送交付する場合は、原則として、申請書記載の申請者の「住所」に送付します。送付先の変更を希望する場合には、下記の欄に、送付先住所を記載してください。

次のとおり送付先の変更を希望します。

送付先住所	宛先氏名
〒 _____	<input type="checkbox"/> 申請者名と同じ(異なる場合は下記に記載)

【手帳等の写しを取る場合の注意事項】

- ・ 「氏名」「住所」「区分(●●機能障害など)」「等級等」の記載も含めて、写しを取ってください。手帳によっては、カバーから出す必要があります。

<例> 神奈川県が発行する身体障害者手帳(カード形式)



身体障害者手帳
神奈川県 第123456号
交付年月日 令和元年4月1日
再交付年月日 令和3年11月1日
氏名 神奈川県 太郎
住所 神奈川県福祉子ども市みらい町1234 県庁マンション1234
神奈川県 印

【障害名・備考】 上肢機能 下肢機能 視覚機能

両上肢機能の軽度の障害 6級/体幹機能障害 5級(再認定:令和4年4月)

【個人情報の取扱い】

- ・ 記入いただいた情報は、利用証の交付及び交付状況の管理のために利用します。また、同目的に利用するため、申請を受け付けた市町村は、神奈川県に申請情報を提供しますので御承ください。

【交付窓口記入欄】

交付(郵送)年月日	交付番号(※)	(有期限利用証の場合) 有効期限	台帳(システム)登録日

※妊産婦(多胎児を出産した者に限る)については、出生後1年未満の者の人数を上限に利用証を交付できる取扱いとしています。この取扱いに基づき、複数枚の利用証を交付した場合は、「交付番号」欄に交付した複数の交付番号を併記してください。

<有期限利用証に記入する期限について>



第3号様式（第9条関係）

かながわ障害者等用駐車区画利用証特例交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住 所
法人(団体)名
代表者氏名

次の利用希望者が交付対象者であることを確認しましたので、かながわ障害者等用駐車区画利用証制度実施要綱第9条第1項の規定により、かながわ障害者等用駐車区画利用証の交付を申請します。

1 利用希望者

別紙「かながわ障害者等用駐車区画利用証利用希望者一覧表」のとおり

2 添付書類

定款又は寄付行為の写し

【利用希望者に対する確認事項】

(1) 障害等により歩行が困難又は移動に配慮が必要な者であって、次の交付基準に該当していること。

区 分		交付基準	区 分	交付基準	
身体障害者	視覚障害	1級～4級	知的障害者	療育手帳の障害程度A1、A2	
	聴覚障害	聴覚障害	2級、3級	精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1級
		平衡機能障害	3級、5級	難病患者	特定疾患医療受給者
	肢体不自由	上肢	1級、2級		特定医療費(指定難病)受給者
		下肢	1級～6級		小児慢性特定疾病医療受給者
	体幹	1級～3級、5級	高齢者等	要介護状態区分1～5	
	脳原性運動機能障害	上肢機能	1級、2級		
		移動機能	1級～6級		
	内部障害	心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸	1級、3級、4級		
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能	1級～4級		

(2) 次の事項について、誓約・同意していること。

- ・ 利用証の交付は対象者1人につき1枚と理解し、重複して申請したり、本人以外の者に貸与又は使用させたり、譲渡しないこと。
- ・ 利用証は、交付を受けた以外の目的で使用しないこと。
- ・ 有効期間が満了した場合又は障害の軽減等により交付対象者の要件を欠いた場合には、裁断する等により、直ちに交付された利用証を破棄すること。
- ・ 利用証を持っていても、駐車ができない場合があることを理解すること。
- ・ 障害者等用駐車区画を必要とする者の中には、外見上、障害があることがわかりづらい方がいることを理解すること。
- ・ 同乗者の介助等により歩行や車からの乗降が容易になる場合は、障害者等用駐車区画を必要とする方のために、一般の駐車区画を利用すること。
- ・ 車椅子使用者等ほど広い幅を必要としない者は、優先駐車区画が設置されている場合は、当該区画を利用することで、車椅子使用者用駐車区画に関し、車椅子使用者等の利用に配慮すること。

【連絡先】

住 所	〒
担当者氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

かながわ障害者等用駐車区画利用証利用希望者一覧表

別紙

A 番号	B 郵便番号	C 住所			F 氏名	G 氏名(カタカナ)	H 生年月日	I 電話番号	J 区分			M 交付基準
		C 都道府県	D 市町村名	E 地番					J 大区分	K 中区分	L 小区分	
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27												
28												
29												
30												

記入要領

J欄	大区分	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者等 の別を記入
K欄	中区分	(身体障害者の場合) 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、脳原性運動機能障害、内部障害 の別を記入
L欄	小区分	(聴覚障害の場合) 聴覚障害、平衡機能障害 の別を記入 (肢体不自由の場合) 上肢、下肢、体幹 の別を記入 (脳原性運動機能障害の場合) 上肢機能、移動機能 の別を記入 (内部障害の場合) 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能 の別を記入
M欄	交付基準	交付基準を参考に記入

※様式は加工しないこと。特に行列の追加・削除等はしないこと。(行が不足する場合は、もう1枚本表を作成する。)